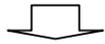
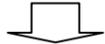


「法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革」に関するこれまでの検討経緯と関係府省の改善方策の実施状況等（未定稿）

事項	これまでの検討経緯		関係府省の改善方策の実施状況等
	背景	目標	
法曹人口の拡大	<p>現在の法曹（弁護士、検察官、裁判官）人口は、我が国社会の法的需要に十分対応できていない</p> <p>（経済・金融の国際化の進展、弁護士人口の地域的偏在の是正、国民の社会生活上の医師としての法曹の役割の増大等）</p>  <p>法曹人口の大幅な増加が急務</p>	<p>平成 22 年ころには司法試験の合格者数を年間 3,000 人程度とすることを旨とする</p> <p>※ 平成 30 年ころまでには実働法曹人口は 5 万人規模に達することが見込まれる（法曹 1 人当たりの国民の数 2,400 人（フランス並み））</p>	<p>○司法試験合格者数：15 年 1,170 人、16 年 1,483 人、17 年 1,464 人、18 年 1,558 人、19 年 2,099 人、20 年 2,209 人、21 年 2,135 人</p> <p>○上記のうち新司法試験の合格者数：18 年 1,009 人、19 年 1,851 人、20 年 2,065 人、21 年 2,043 人</p> <p>&lt;参考&gt;論点の例</p> <p>○法曹人口の大幅な増加が急務との認識の見直し</p> <p>○司法試験合格者 3,000 人の見直し（削減）</p> <p>○法曹とは何か、例えば、イギリスのような法廷弁護士（バリスタ）と事務弁護士（ソリスタ）の役割分担の必要性の検討も必要</p> <p>○司法書士等の隣接専門職との関連の検討が不十分</p>
法曹養成制度改革	<p>現行の司法試験は、受験技術優先の傾向が顕著で、大幅な合格者数増をその質を維持しつつ図ることは大きな困難</p> <p>一方、大学における法学教育は、法曹養成という役割を適切に果たしてきたとは言いがたい（受験予備校依存の傾向）</p>  <p>司法試験という「点」のみによる選抜でなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度の整備が不可欠。その中核として法科大学院を整備</p>	<p>① 法科大学院</p> <p>法科大学院制度を設け、平成 16 年 4 月から学生の受け入れが可能となるよう所要の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>標準修業年限は 3 年とし、法学既修者は 2 年</li> <li>多様性の拡大を図るため、法学部以外の出身者や社会人等を一定割合（3 割）以上入学</li> <li>修了者の約 7 割から 8 割が司法試験に合格するよう充実した教育を実施</li> <li>実務家教員の参加</li> <li>法科大学院の設置は、基準を満たしたものを認可することとし、広く参入を認める仕組みとすべき</li> <li>第三者評価（適格認定）の実施</li> </ul> <p>② 司法試験</p> <p>法科大学院の教育内容を踏まえた新たな司法試験を実施（平成 14 年末までに法案提出予定）</p> <p>③ 司法修習</p> <p>法科大学院の教育内容をも踏まえ、実務修習を中核として位置付けつつ、修習内容を適切に工夫して実施（最高裁の検討状況を踏まえた上で検討し主要な枠組みについて結論）</p> <p>司法修習生の給費制の在り方につき検討</p>	<p>① 法科大学院</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校教育法の改正、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の制定、法科大学院への裁判官等派遣法の制定</li> <li>○制度設計：専門職大学院設置基準等で決定</li> <li>修業年限 3 年（法学既習者は 2 年）、終了要件は 93 単位以上（法学既習者は 63 単位以上）、実務家教員を専任教員数の 2 割以上</li> <li>○基準を満たしたものを設置認可し、5 年ごとに認証評価</li> <li>○法科大学院教育の質の向上のための改善方策（平 21.4 中教審）</li> <li>競争倍率が 2 倍未満等の法科大学院に対する入学定員の見直し等</li> </ul> <p>&lt;参考&gt;論点の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○司法試験合格者数 3,000 人に照らし、法科大学院の数（74 校）及び入学定員（22 年 4,909 人）は多すぎる</li> <li>○プロセスとしての法曹養成は司法試験合格者に対して行うべき</li> <li>○法科大学院に何を求めるのかを検討すべき（法曹資格取得だけでなく）</li> <li>○修了者の職域開拓の推進</li> <li>○司法試験合格率の低迷の改善（入学定員の見直し等）</li> <li>○志願者の減少傾向の改善</li> <li>○法学未修者の教育制度の見直し</li> <li>○質の高い教員（実務家教員）の確保</li> <li>○第三者評価（適格認定）の充実</li> </ul> <p>② 司法試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○司法試験法の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・受験資格は法科大学院の修了者又は予備試験合格者</li> <li>・受験回数制限は 5 年間に 3 回まで</li> </ul> </li> <li>○合格者数：15 年 1,170 人、16 年 1,483 人、17 年 1,464 人、18 年 1,558 人、19 年 2,099 人、20 年 2,209 人、21 年 2,135 人（再掲）</li> <li>○上記のうち新司法試験合格者数：18 年 1,009 人、19 年 1,851 人、20 年 2,065 人、21 年 2,043 人（再掲）</li> <li>○予備試験を平成 23 年から導入</li> </ul> <p>&lt;参考&gt;論点の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○合否判定の在り方見直し</li> <li>法科大学院修了者の約 7 割から 8 割が司法試験に合格するようにするとの目標との関連で、現行の資格試験のままでよいのか</li> <li>○試験内容の見直し（問題数、出題内容）</li> <li>○受験回数制限の撤廃</li> <li>○予備試験の門戸を広くすべき</li> </ul> <p>③ 司法修習</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○裁判所法の改正</li> <li>修習期間は 1 年（10 か月の実務研修と 2 か月の集合研修）</li> <li>○司法修習生考試（いわゆる二回試験）の不合格者数：60 期 59 人（6%）、61 期 101 人（5.6%）、62 期 70 人（3.4%）</li> <li>○司法修習生の給費制は平成 22 年 11 月から廃止し、貸与制に移行</li> </ul> <p>&lt;参考&gt;論点の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○司法試験合格者（司法修習生）の質の低下の改善（法科大学院教育との役割分担の明確化等）</li> <li>○司法修習生の給費制の廃止（貸与制への移行）の見直し</li> </ul>

（注）本資料は、法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会の事務局（総務省行政評価局）が同研究会の検討の参考として整理したものである。